



トピックス P2～P3 平成20年度 消費生活相談の概要

発行 / 富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html



「インターネット上の“仮想空間ビジネス”に参加しないか？」と誘われたのですが...

相

談

先日、友人から「簡単に儲(もう)かるビジネスがあるよ。一緒に説明会に行こう。」と誘われ、出かけました。会場で、「インターネット上に、仮想の町を作り、その土地の所有権を実際に売買できる。参加すれば必ず成功する。何をしなくても儲かり、会員を増やせばマージンが入る。」と、しつこく勧められ、今日中に40万円を振込むよう言われました。信用できるでしょうか。

(20歳代 男性)

回 答

これは、商品を買って販売組織に加入し、その後知人などを誘って組織に加入させると、その人たちを勧誘したことで利益が得られる「マルチ商法」の事例です。この商法は、法律で「連鎖販売取引」として規制されています。この商法の問題点は、一部の成功例を引用して大きな利益が容易に得られるかのように消費者を信じこませたり、商品の優秀性を過度に強調したり、知人を組織に加入させようとする行為でトラブルとなることが多いことです。

相談者には、これらの問題点について説明し、「販売の仕組みが十分に理解できない時には、きっぱり断ること」を助言しました。

なお、「連鎖販売取引」は、契約を結んでしまった場合でも、クーリング・オフ()をすることができます。クーリング・オフ期間が過ぎていても、いつでも中途解約や退会をして、一定の条件のもとで商品を返すこともできます。また、「必ず儲かる」など事実ではないことを告げられ、契約させられた場合などは、取消しできる場合があります。世の中に、楽しんで儲かるうまい話はないことを、くれぐれも肝に銘じ、親しい人からの誘いでも、「よくわからないが儲かりそうだから」と安易に参加しないことが大切です。

(契約書の受領日、又は商品の引渡し日のいずれか遅いほうの日から20日間であれば、無条件で解約できる制度)

マルチ商法

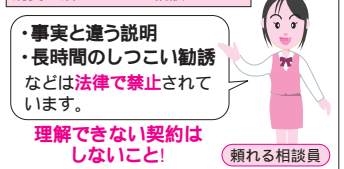
「うまい話」はトラブルの始まり...



説明会場で...



消費生活センターに相談したら...



こんな事故に注意!

ホクロ取りでの危害

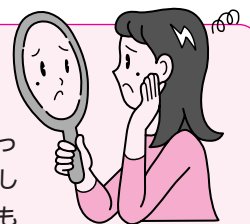
～ エステや自己処理でやけどや傷に! ～

「エステでレーザーによるホクロ取り施術を受けたところ、ホクロ以外の部分がやけどのようになってしまった。」など、エステや自己処理のホクロ取りで、皮膚が陥没したりやけどの状態になってしまったとの相談が寄せられています。ホクロは、深さやタイプにより簡単に取れるものと取れないもの、取れてもかえってあとが残るものなどがあるので、ホクロ取りを素人判断で安易に行うことは非常に危険です。

エステで行われているホクロを取る施術は、手法によっては医師法違反となる場合があります。ホクロを取りたいと思ったら、専門医で行いましょう。

ホクロ取りクリーム類や民間療法的な自己処理は危険なのでやめましょう。(ホクロ取りクリームは、国内では販売されていないので、個人輸入で購入した場合は、トラブルが生じて、解約や損害賠償の交渉が困難です。)

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp>



平成20年度 消費生活相談の概要

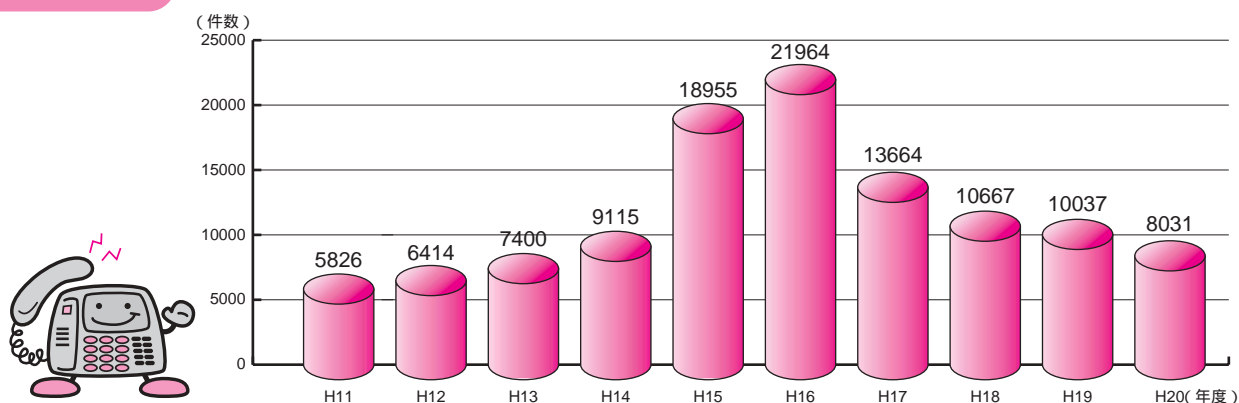
架空請求が沈静化し相談件数が減少しているが、相談内容は多様化・複雑化

- ・平成20年度の相談件数は、8,031件（*）（前年度比80%）でした。（* 架空請求音声ガイダンス723件含む）
 - ・架空請求の沈静化に伴い、6年ぶりに相談件数が1万件を割りましたが、一方、携帯電話のサービスを悪用したり、公的機関をよそおった架空請求などの新たな手口の出現や、インターネットでの決済システムの複雑化など、相談内容が多様化・複雑化する傾向が続いています。
 - ・年齢別では、「30代」、「40代」、「50代」の順に相談が多くありました。職業別では、「給与生活者」が全体の約49%、「無職」が約22%となっています。
- 販売購入形態別にみると、「マルチ取引」の相談が増加しました（前年度比102%）。

消費者金融に関する相談

- ・相談件数は、1,074件でした（前年度比82%）。
- ・相談内容では、「多重債務の整理方法」についての相談が最も多く、また、「低利の借入先」に関する相談が前年度より増加しました（前年度比175%）。

相談件数の推移



商品・役務(サービス)別 相談状況 (件数の多いもの上位3位)

商品に関する相談

- 1位 教養娯楽品**
訪問販売で、新聞購読を強引に勧誘されたので解約したいという相談や、資格商法^(*)二次被害の相談など。
(* 電話で「受講すれば資格がとれる」などと勧誘し、高額な講座や教材を契約させるという商法)
- 2位 商品一股**
架空請求の相談（「消費料確認通知書」「民事訴訟告知書」などの名目で、購入した覚えのない代金請求のハガキや電子メールが届いたという相談）など。
- 3位 住居品**
訪問販売によって契約した高額な寝具類や、虚偽の説明で購入させられた換気扇フィルターに関する相談など。

役務(サービス)に関する相談

- 1位 運輸・通信サービス**
インターネット関連の不当請求・架空請求。また、電話料金が安くなると勧誘する電話関連サービスの相談など。
- 2位 金融・保険サービス**
サラ金などで多重債務に陥った本人や家族からの債務整理の相談。生命保険の契約内容についての相談や、改正保険業法の少額短期保険業制度に関する相談など。
- 3位 他の役務**
結婚相手紹介サービスの信用性や解約に関する相談、広告代理サービスの強引な勧誘や契約に関する相談など。

相談内容別 相談状況 (件数の多いもの上位3位)

- 1位 契約・解約に関する相談**
- 2位 販売方法に関する相談**
- 3位 価格・料金に関する相談**

販売購入形態別 相談状況 (件数の多いもの上位3位)

- 1位 店舗購入**
- 2位 通信販売**
- 3位 訪問販売**

高齢者の被害

「自宅を訪問され、高額な布団を売りつけられた。」という相談や、「リスク説明を十分にされずに契約した変額年金保険を解約したい。」「ダイレクトメールで送付された海外宝くじの申込みの信用性は？」という相談や、「電話勧誘で強引に新聞に名刺広告を出すよう契約させられた。」という相談など、中高年を狙った悪質な勧誘・契約の相談が寄せられました。

若者の被害

10代・20代の若者では、「携帯電話から、携帯小説サイトに登録しようとメールを送ったら、出会い系サイトから登録料を請求された。」「無料と思ってアダルトサイトを開いたところ、高額な登録料を請求され画面が支払期限のカウントダウンになった。」などの不当・架空請求の相談が最も多く、次に消費者金融関連の相談となっています。賃貸アパートの契約（解約）や、退去時の原状回復に関する相談も寄せられました。

金融に関する相談について

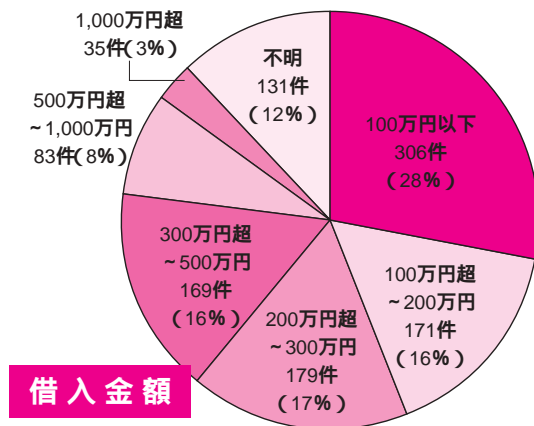
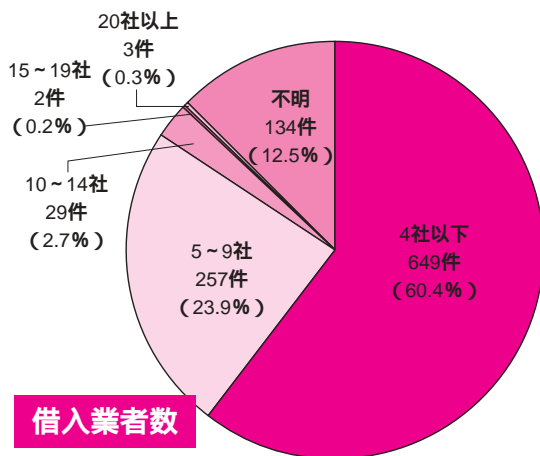
債務者特性

性別では、「男性」が67%、「女性」が33%で、昨年とほぼ同比率です。

職業別では、「給与生活者」が65%と最も多く、次いで「無職者」が20%、「自営業者」が8%となっています。



負債状況等



相談内容別では、負債の「整理方法」に関する相談が最も多く全体の51%を占めています。続いて、保証金詐欺等の「苦情」18%、「法的知識」15%、「取り立て」7%となっています。また「低利の借入先」に関する相談が前年度比175%と増加しています。

借入金の使途別内訳では、「生活費」が61%、「遊興費」が12%、「事業資金」が8%となっています。また、「生活費」は、前年度比102%と増加しています。



- Q 成人女性用ドレスの『9AR』という表示の中の「9」は何を表しているのでしょうか。正しいものは次のうちどれでしょう？
- A 「体型」を表している。
「胸囲（バストサイズ）」を表している。
「身長」を表している。

(答えはP4)



● 富山県消費生活センターが利用しやすくなりました！ ●

富山県消費生活センターでは、県民の消費生活相談の利便性の向上を図るため、次のとおり相談時間の延長等を実施しています。

1 相談時間の延長（本所）

毎週火曜日は午後8時まで受付しています。

【実施場所】富山県消費生活センター（富山県民共生センター1階）

TEL：076-432-9233（消費生活相談）

TEL：076-433-3252（金融・多重債務相談）

火曜日以外は午前8時30分から午後5時まで

（年末年始（12月29日から1月3日まで）、日曜日及び土曜日、休日を除く。）

2 弁護士等による多重債務専門相談の実施（本所・高岡支所）

毎週木曜日（年末年始及び休日を除く。）の午後1時から4時まで、弁護士又は司法書士による多重債務相談を実施しています。（原則予約制）

第2・第3・第4木曜日：富山県消費生活センター（富山県民共生センター1階）

TEL：076-433-3252

第1・第5木曜日：富山県消費生活センター高岡支所（高岡市本丸会館新館5階）

TEL：0766-25-2777

● 魚津市、南砺市の消費生活相談窓口に専任の相談員が配置されました！ ●

魚津市、南砺市では、平成21年4月から、新たに、専任の消費生活相談員を配置して消費生活相談を実施しています。

魚津市 市民課 TEL：0765-23-1003 配置日：月～木曜

南砺市 住民環境課 TEL：0763-23-2035 配置日：月～木曜

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター..... TEL076-443-2047
 (富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野 TEL 076-467-5810 婦 中 TEL076-465-2115
 大 山 TEL 076-483-1212 山 田 TEL076-457-2113
 八 尾 TEL 076-454-3114 細 入 TEL076-485-9001

魚津市.....TEL 0765-23-1003

滑川市.....TEL 076-475-2111 (内323)

黒部市.....TEL 0765-54-2111 (内316)

舟橋村.....TEL 076-464-1121 (内29)

上市町.....TEL 076-472-1111 (内103)

立山町.....TEL 076-462-9963

入善町.....TEL 0765-72-1100 (内132)

朝日町.....TEL 0765-83-1100 (内232)

砺波市.....TEL 0763-33-1111 (内143)

庄川支所.....TEL 0763-82-1902

富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）

消費生活相談 TEL 076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 TEL 076-433-3252

URL <http://pref.toyama.ip/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時（土・日曜、休日、年末年始を除く）

高岡市市民協働課.....TEL 0766-20-1522
 (高岡市広小路7番50号)

福岡行政センター.....TEL 0766-64-5333

氷見市.....TEL 0766-74-8010

小矢部市.....TEL 0766-67-1760(内732)

南砺市.....TEL 0763-23-2035

行政センター

福野 TEL 0763-22-1101 平 TEL 0763-66-2132

井波 TEL 0763-82-1181 上平 TEL 0763-67-3212

城端 TEL 0763-62-1213 利賀 TEL 0763-68-2112

福光 TEL 0763-52-1571 井口 TEL 0763-64-2212

射水市(大島庁舎).....TEL 0766-52-7966

地区行政センター

新湊 TEL 0766-82-1964 大門 TEL 0766-52-7397

小杉 TEL 0766-57-1636 下 TEL 0766-59-8095

富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号（本丸会館 新館5階）

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談 TEL 0766-25-2777

富山県消費者協会（富山県消費生活センター内）

土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

TEL076-432-5690 午前9時～午後4時